



報道関係者 各位

平成29年9月25日

【照会先】

千葉労働局総務部労働保険徴収課

課長 小川 徳雄

課長補佐 日暮 信義

(代表電話)043(221)4317(内線3213)

平成29年度 労働保険適用促進強化期間

労働保険未加入事業場の解消を促す取り組みを集中的に実施

千葉労働局では、平成29年10月から12月を『労働保険適用促進強化期間』に定め、労働保険未加入事業場の解消を促す取り組みを集中的に実施します。

取り組みとしては、①労働保険未加入事業場に対する行政指導、広報周知活動として②駅前街頭キャンペーン、③千葉県下の乗合バス車内へのポスター掲示、④千葉テレビによるスポットCM放送、⑤穴川交差点歩道橋への横断幕掲示、⑥当該地方合同庁舎への懸垂幕掲示を実施します。

千葉駅東口においてキャンペーンを実施します。

平成29年10月5日(木)

8時30分から11時30分まで

※雨天の場合は中止

千葉労働局長及び各関係団体等が、労働保険未加入事業場経営者及び同就労者に向けて、JR千葉駅東口付近において、加入促進リーフレット及び景品「ポケットティッシュ」「マスク」を配布し、労働保険加入促進活動を実施します。



昨年のキャンペーン風景

しゃいん ささ かいしゃ まも ろうどうほけん
社員を支え、会社を守る。労働保険



労働 保険

労災保険 雇用保険

労働保険とは労災保険と雇用保険を総称した言葉で、政府の保険制度です。

正社員、派遣、アルバイト、パートといった労働者を一人でも雇用していれば強制的に加入しなければならない保険です！

詳しくは千葉労働局総務部労働保険徴収課へ

☎043-221-4317